

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 138 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市門崎から南あわじ市阿万塩屋町に至る間の地先		福良漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、A及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	(除外区域)			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市門崎南横瀬			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 徳島県鳴門市裸島頂上			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	C 徳島県鳴門市飛鳥頂上			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市福良湾煙島頂上			
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Eから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Eから162度27分1,020メートルの点			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	エ Eから162度43分928メートルの点			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから166度52分931メートルの点			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから166度9分1,040メートルの点			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

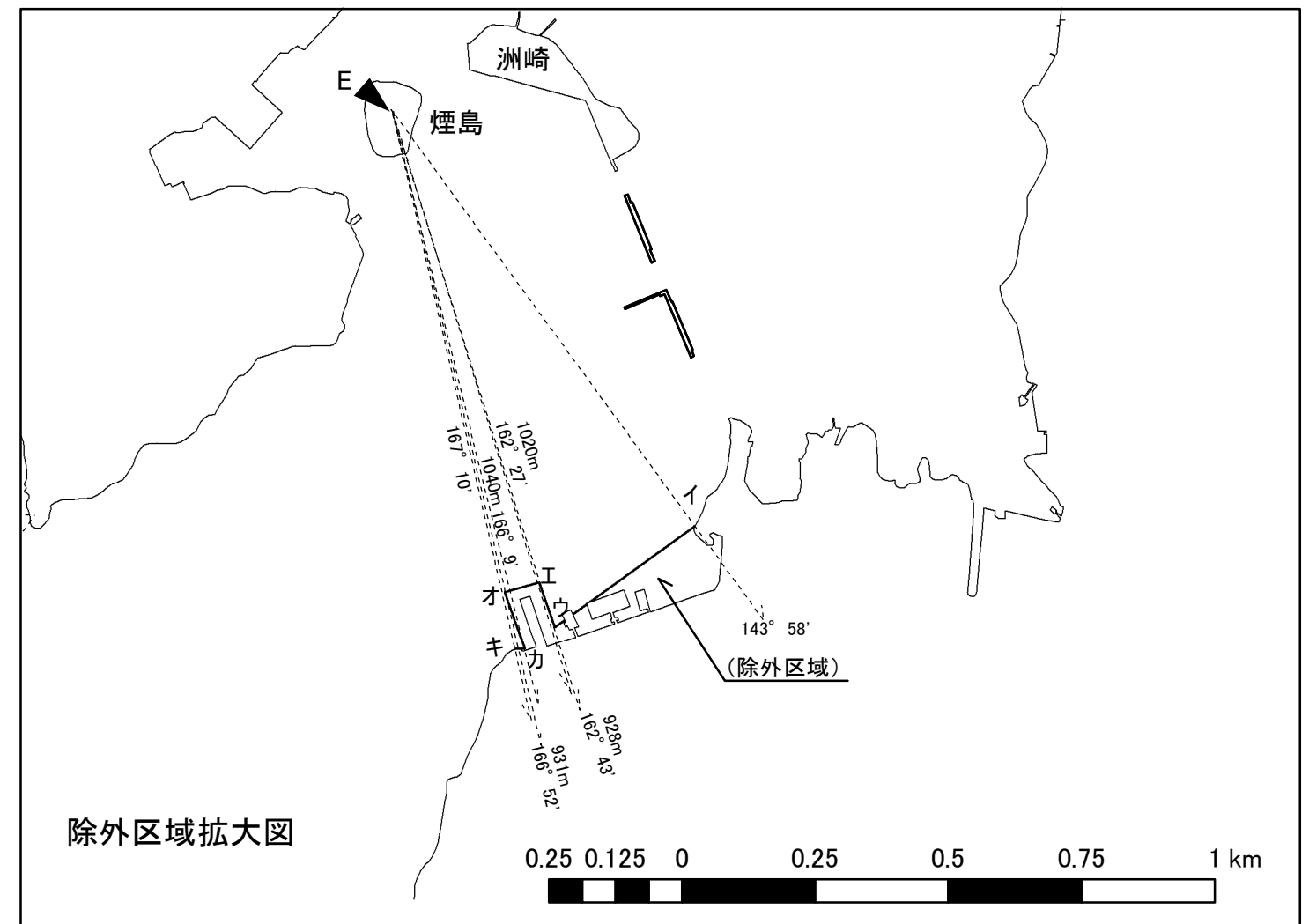
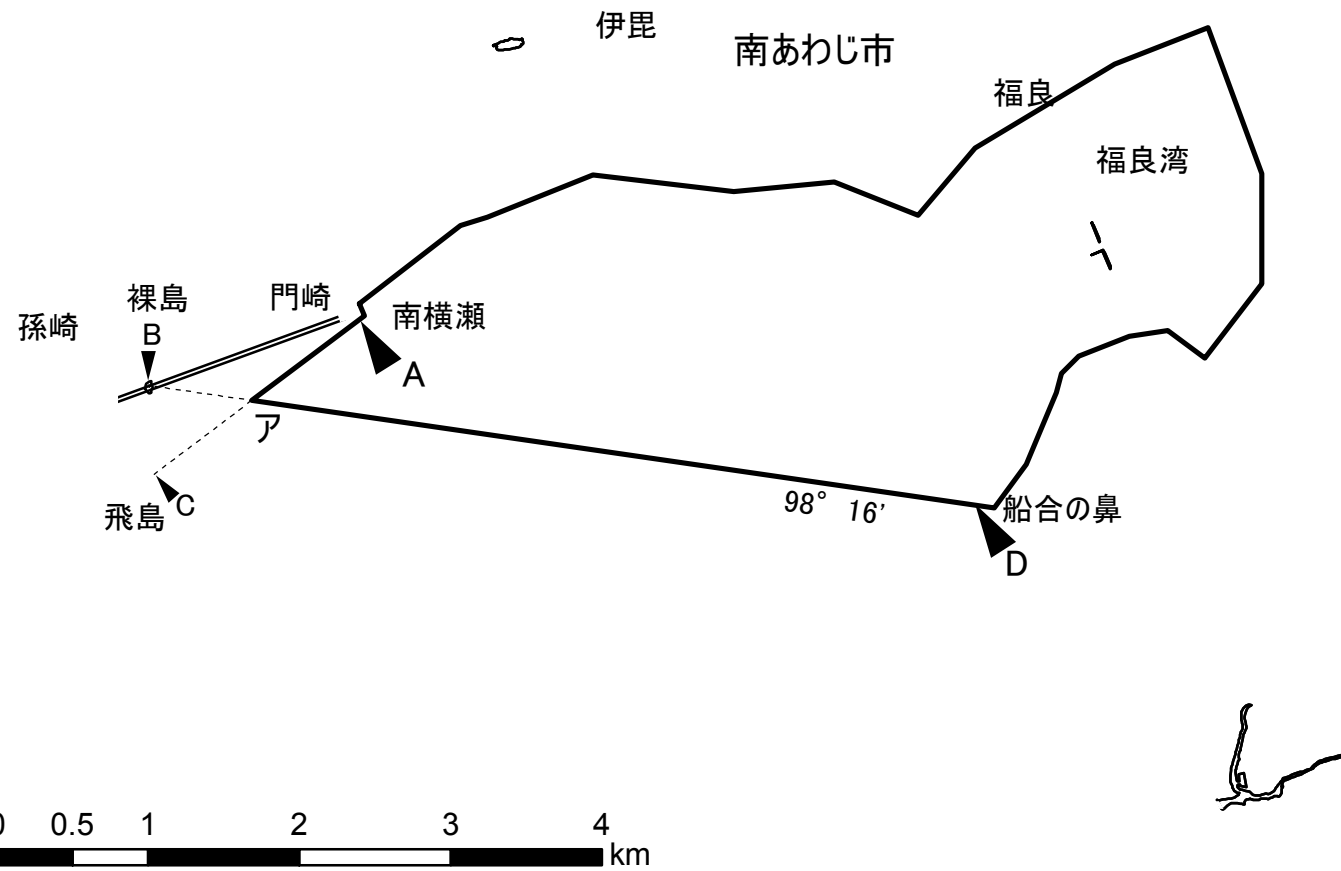
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第138号
 漁場の位置 南あわじ市門崎から同市阿万塩屋町に至る間の地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線
 によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。
 (除外区域)
 点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によっ
 て囲まれた区域

- 点の位置
 A 南あわじ市門崎南横瀬
 B 徳島県鳴門市裸島頂上
 C 徳島県鳴門市飛島頂上
 D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻
 E 南あわじ市福良湾煙島頂上
 ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点
 イ Eから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点
 ウ Eから162度27分1,020メートルの点
 エ Eから162度43分928メートルの点
 オ Eから166度52分931メートルの点
 カ Eから166度9分1,040メートルの点
 キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点



平成25年9月1日 免許
 共第138号漁場

